

人材育成の必要性～今、なぜ「人づくり」が求められているのか～

■ 県の役割の変化と専門性の確保

市町村など直接支援機関に対する専門的サポートの必要性や、増加する児童虐待への対応など、より高度化・複雑化している社会情勢等の変化に的確に対応することが求められる。

■ 職務のノウハウの伝承

「団塊の世代」職員の退職と福祉職新規採用者の増員に伴う職員構成の変化を見据え、次代の福祉行政を担う人材を育成するとともに、これまで培った職務のノウハウを伝承することが求められる。

療育福祉センター及び中央児童相談所の今後のあり方検討の中でも、フレームである相談支援機関としてのより良いあり方の検討と併せて、コアとなる「人づくり」についても検討する必要

－ 前回の会議での意見 －

療育福祉センターでは、児童相談所が得意とする子どもの社会的背景や社会情勢的な診断能力や調整能力が弱く、児童相談所では障害児に対する専門臨床的な能力が低いということは、両機関に分担した結果、出てきている現象ではないか。

(赤井委員)

情緒障害児短期治療施設にも発達障害と虐待が重複している子どもが多いが、その情緒的な問題は大変難しく、療育福祉センターの職員がアドバイスするだけでは無理だし、虐待の問題だからといって、児童相談所の職員がアドバイスするだけで解決する問題ではなくて、この両方に慣れた人が対応しないといけない。

(泉本委員)

特別支援教育をどうやって進めていくかという話でも、直接支援ができるスキルを多くの人に持ってもらい、コーディネータ研修、その上に専門性の高い人の配置、そしてその上にさらに高い専門性を持った人の配置、という多層構造に。

(寺田委員)

組織力の強化など これまでの取組

児童虐待死亡事例
検証委員会の提言に
沿った取組(児相)

■ 組織・運営力の強化

児童虐待チームの設置・拡充／外部専門家の招へい(ケース管理機能の向上)／弁護士による法的対応代行／虐待対応手順書の作成

■ 職員の専門性の確保

県外先進地研修や各種研修への参加／心理判定員など福祉職の中長期的な人材確保

今回の検討事項

福祉職の人材育成の方法の検討

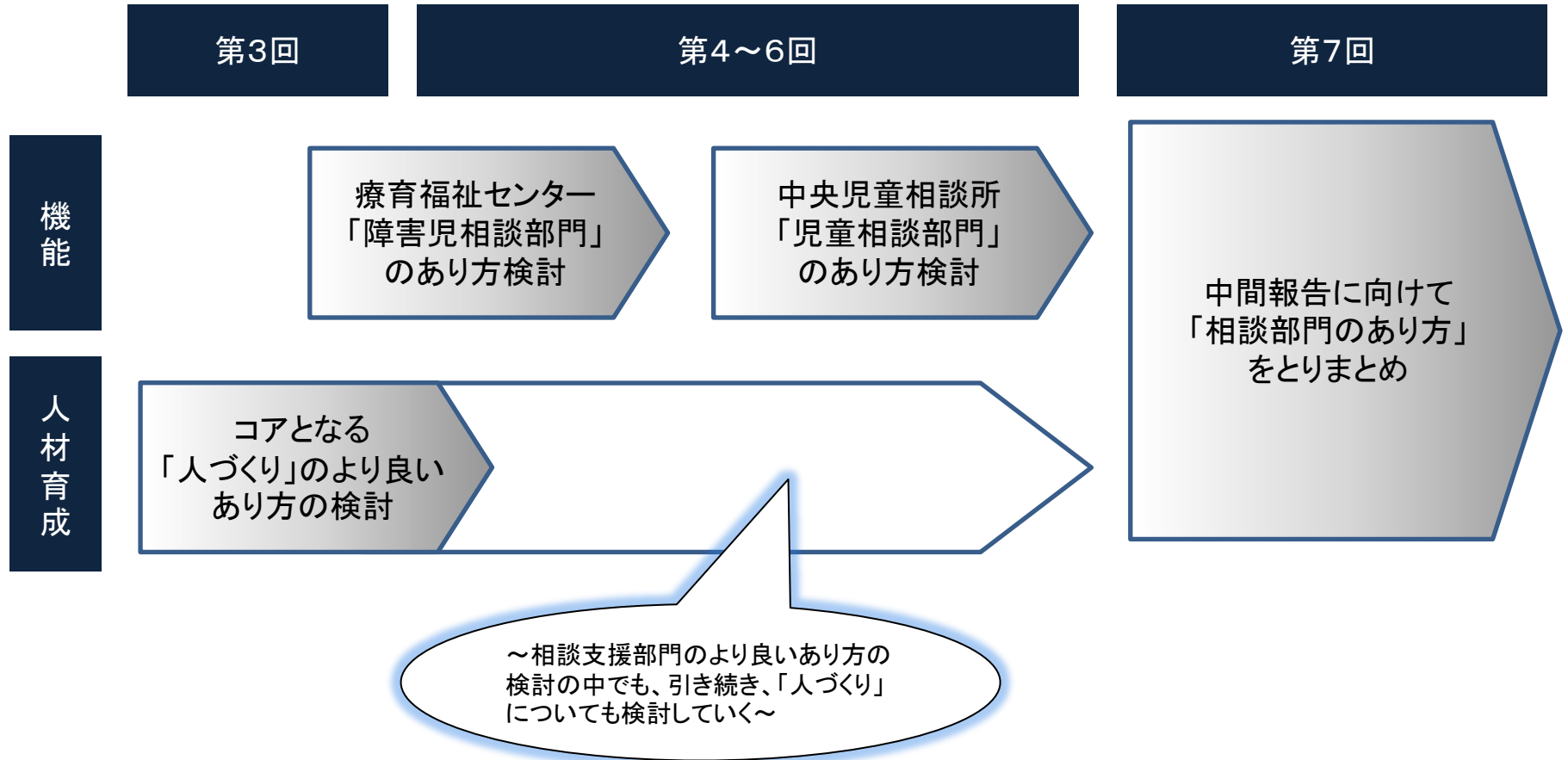
福祉職の
配置状況

福祉職の
職種別
経験年数の
分析

総合力や専門力を高めるための方法の検討

相談部門の検討の進め方

■相談部門の検討のステップ

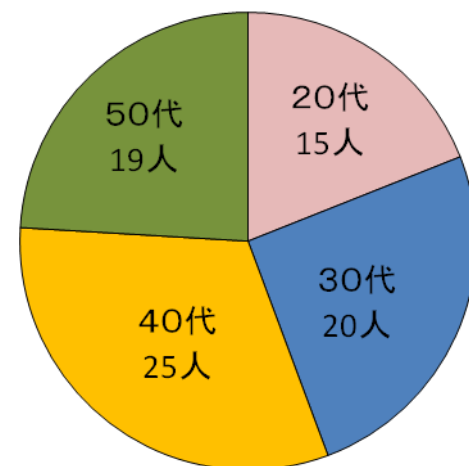


○人材育成について

(1) 福祉職場における福祉職の配置状況

所 属	福祉職							教員	保健師	行政	言語 聴覚士	合計
	児童福祉司 児童指導員 ソーシャル ワーカー等	CP	児童 自立支援 専門員	保育士	精神 保健福祉 相談員	聴能 言語 指導員	小計					
療育福祉センター	5	9		9		2	25	1	1	3	2	32
相談通園部	3	4		1						2		
発達支援部	1	5		7				1		1		
難聴幼児通園部	1			1		2			1		2	
中央児童相談所	18	7		3			28	3	3	4		38
こども支援課	2	5		3					1	1		
相談課	10							1	1	2		
虐待対応チーム	5	2						2	1	1		
幡多児童相談所	2	3					5					
希望が丘学園	1		11				12					
福祉保健所					5		5					
精神保健福祉センター					2		2					
女性相談支援センター		1					1					
教育センター				1			1					
合 計	26	20	11	13	7	2	79					

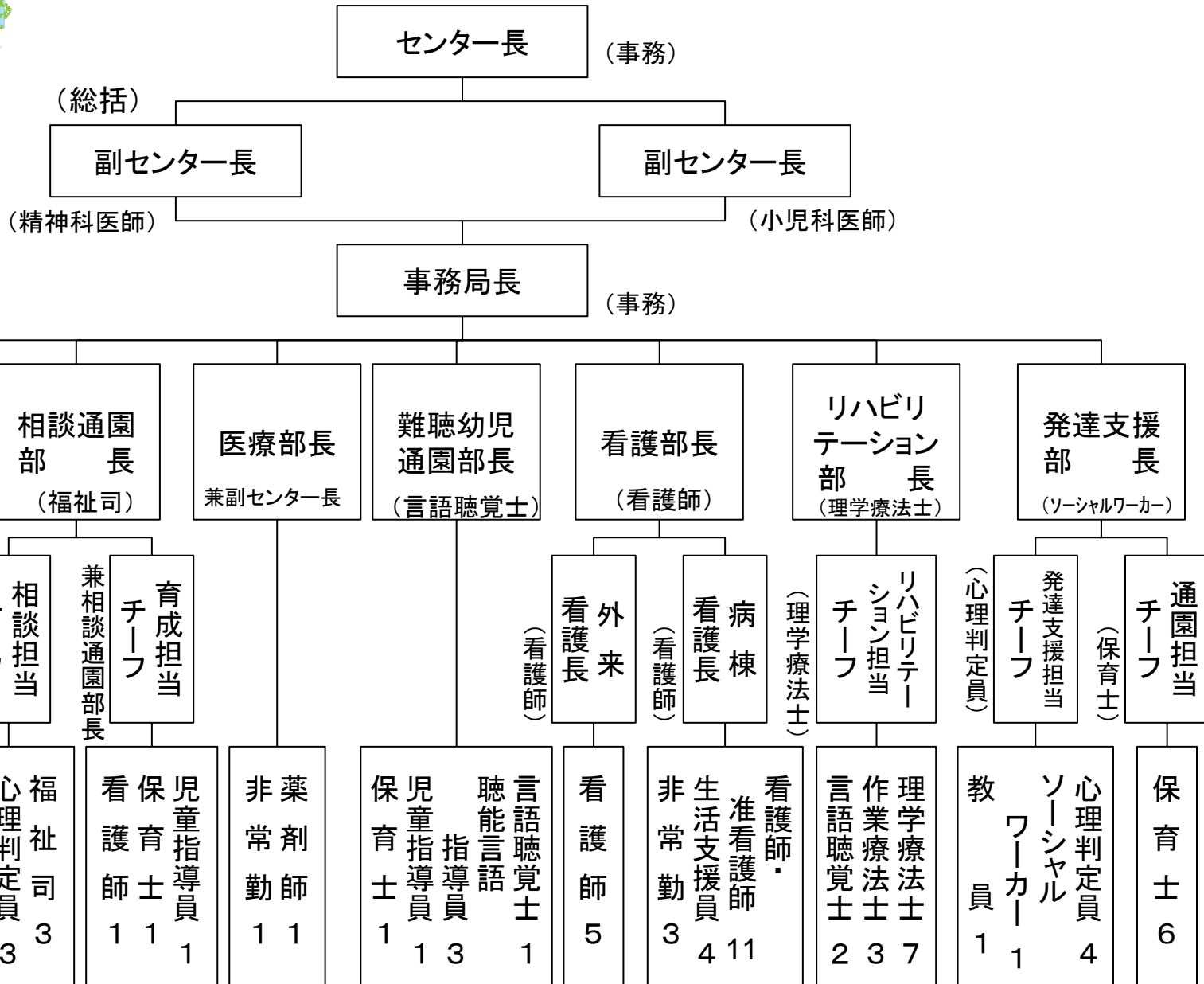
○福祉職の年齢構成



療育福祉センター組織機構図 (平成22年度)



職員数: 91名



(2) 福祉職の職種別経験年数－療育福祉センター

※H22年4月1日現在(1年未満は1年で積算)

(単位:年)

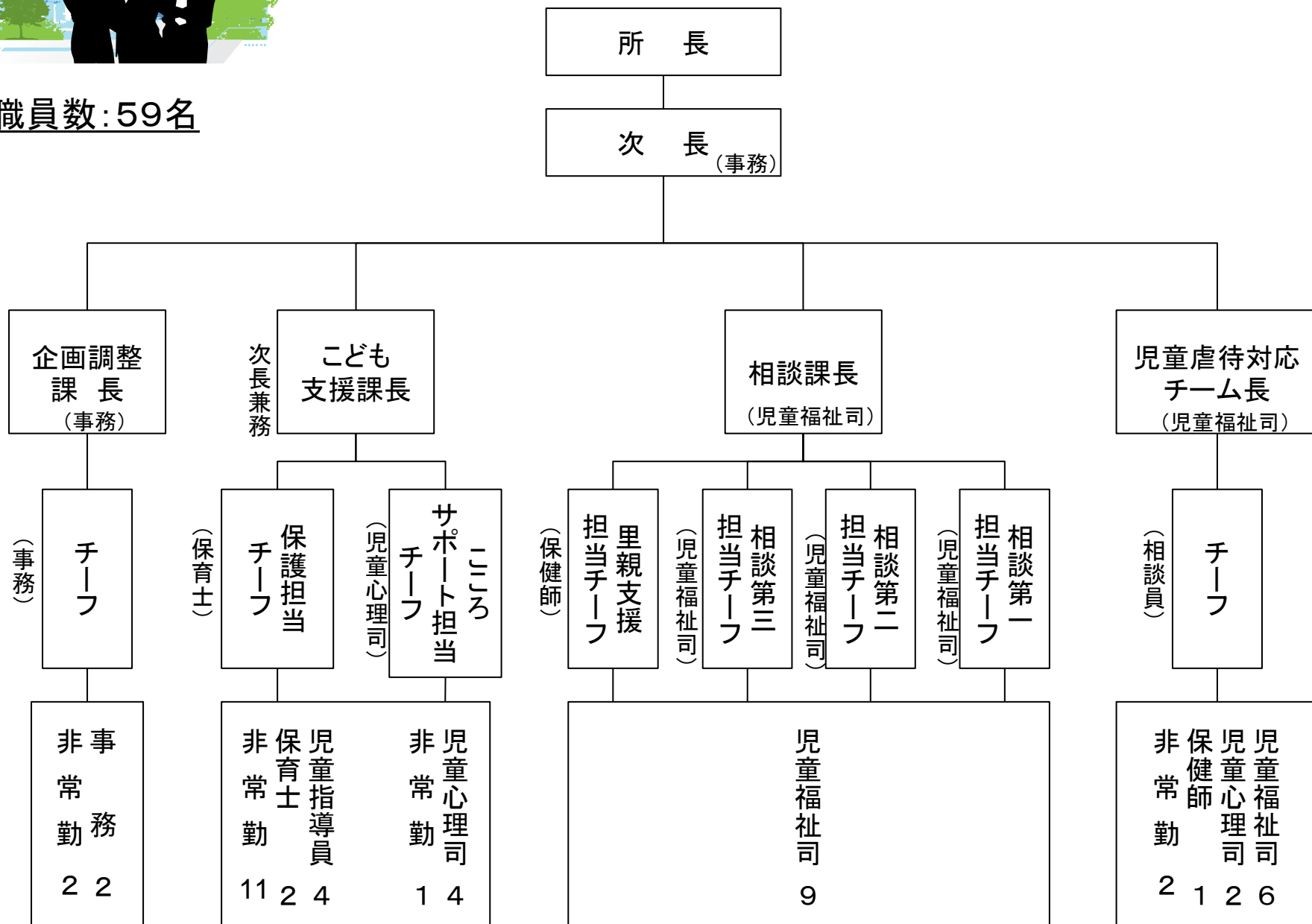
職種		療育福祉センター(子鹿園・難聴センター含む)					児童相談所				希望が丘	その他出先				本庁	合計	職種
		CP (職能判定員含む)	児童福祉司等	児童指導員	聴能言語訓練士 聴能言語指導員	保育士 保母	CP (判定員含む)	児童福祉司	児童指導員	保育士	児童自立支援専門員 児童生活支援員 教護・教母等	CP (職能判定員含む)	児童指導員	保育士 保母	その他			
相談通園部	心理判定員	A	2				18		5		5					30	A	心理判定員
		B	3	4			6	2			4					19	B	
		C	4			2	6			1				4		17	C	
		D	3				4			5						12	D	
	福祉司	E		1	療育、児相とも一定の経験あり					12			12	10	2	37	E	福祉司
		F		3									14		1	18	F	
	児童指導員	G			8									9		17	G	児童指導員
	保育士	H			3	1	2						14			20	H	保育士
	難聴幼児通園部	聴能言語指導員	I			4	8		2				15		4	33	I	聴能言語指導員
		J		1	5		6						3	2		17	J	
児童指導員		K			4	1			10		6				21	K	児童指導員	
保育士		L					1		8			14		3	26	L	保育士	
療育福祉センター	心理判定員	M	6				1		4			13			24	M	心理判定員	
		N	7		4		3								14	N		
		O	11				3								14	O		
		P													1	P		
		Q													0	Q		
	ソーシャルワーカー	R		4		10						16			30	R	ソーシャルワーカー	
	保育士	S			1		9		3	1			23			37	S	保育士
		T					4		5	5			21			35	T	
		U					2		4				22		2	30	U	
		V					4						25			29	V	
W						4						19	2		25	W		
X						4						20			24	X		
Y					5	2		4				8			19	Y		

多くの職員が民間移管した南海学園の経験が長い



中央児童相談所組織機構図 (平成22年度)

職員数:59名



(2) 福祉職の職種別経験年数－中央児童相談所

※ H22年4月1日現在(1年未満は1年で積算)

職種	児童相談所					療育福祉センター(子鹿園・難聴センター含む)					希望が丘	その他出先				本庁	合計	職種	
	CP (判定員 含む)	児童 福祉司	児童 指導員	保育士	その他 (所長、企画 調整ほか)	CP (職能判定 員含む)	児童 福祉司 等	児童 指導員	聴能言語訓練士 聴能言語指導員	保育士 保母	児童自立支援専門員 児童生活支援員 教護・教母 等	CP (職能判定 員含む)	児童 指導員	保育士 保母	その他				
こども支援課	保育士	A			2					12				19	3		36	A	保育士
		B		1		1								22	7		34	B	
		C				4								7			17	C	
	児童指導員	D			4									23			33	D	児童指導員
		E		1	1			2	2					1			14	E	
	児童心理司	F	7											7			18	F	児童心理司
		G	1		5												14	G	
		H	10														12	H	
		I	3												1		12	I	
		J	2														2	J	
中央児童相談所 相談課	児童福祉司	K	16	6	2			4	1	1							30	K	児童福祉司
		L		2								14		8		3	27	L	
		M	4	6					7		5						22	M	
		N		8						2	8						18	N	
		O		1								6					7	O	
		P		2													2	P	
		Q		1													1	Q	
		R		1													1	R	
		S															0	S	
		T															0	T	
虐待対応チーム	児童心理司	U	7	6											3	2	18	U	児童心理司
		V	1														6	V	
	児童福祉司	W		4	3						12			2			30	W	児童福祉司
		X		7			1										21	X	
		Y		5										4			17	Y	
		Z		2						2		3		3	6		16	Z	
		AA															0	AA	

療育の経験がある職員は1名

経験18年以上の職員は、4名中3名が療育の経験あり

希望が丘の経験が長い職員が多い

経験2年以下の新規採用職員が多い

療育の経験がある職員が少ない

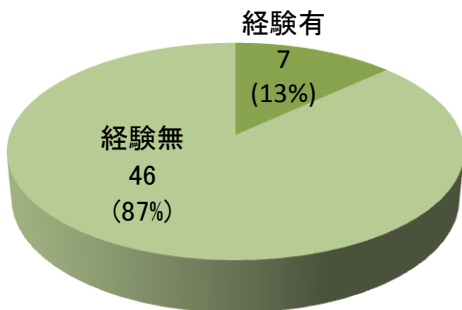
※所長を除く

福祉職の職種別経験年数の分析



【図1】 本庁の経験の有無

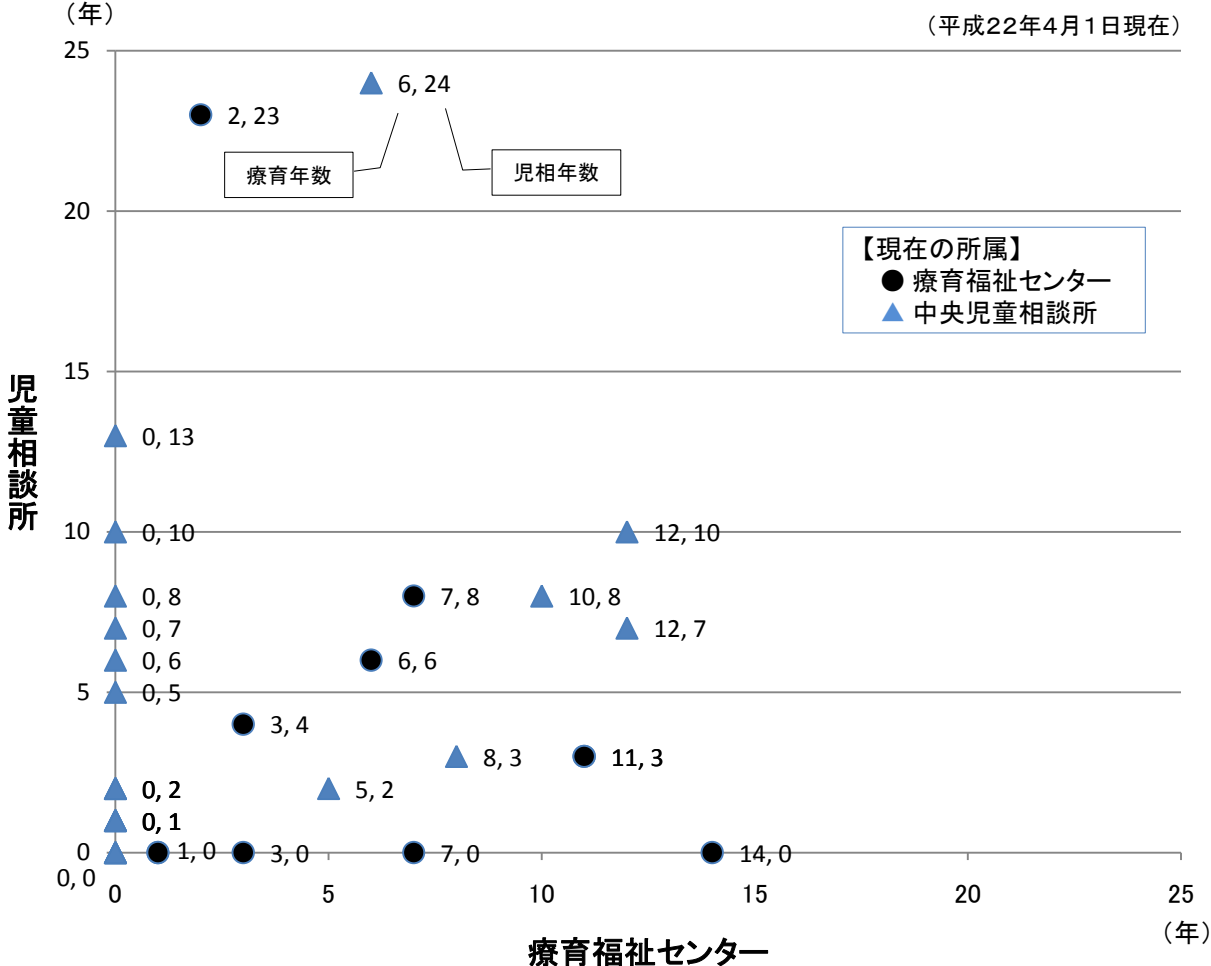
(療育福祉センター及び中央児童相談所の福祉職)
(平成22年4月1日現在)



(注)対象者 53人
療育福祉センターの福祉職 25人
中央児童相談所の福祉職 28人

【図2】 心理職及び福祉司の療育と児相の経験年数(散布図)

(療育福祉センター及び中央児童相談所の心理職及び福祉司等)

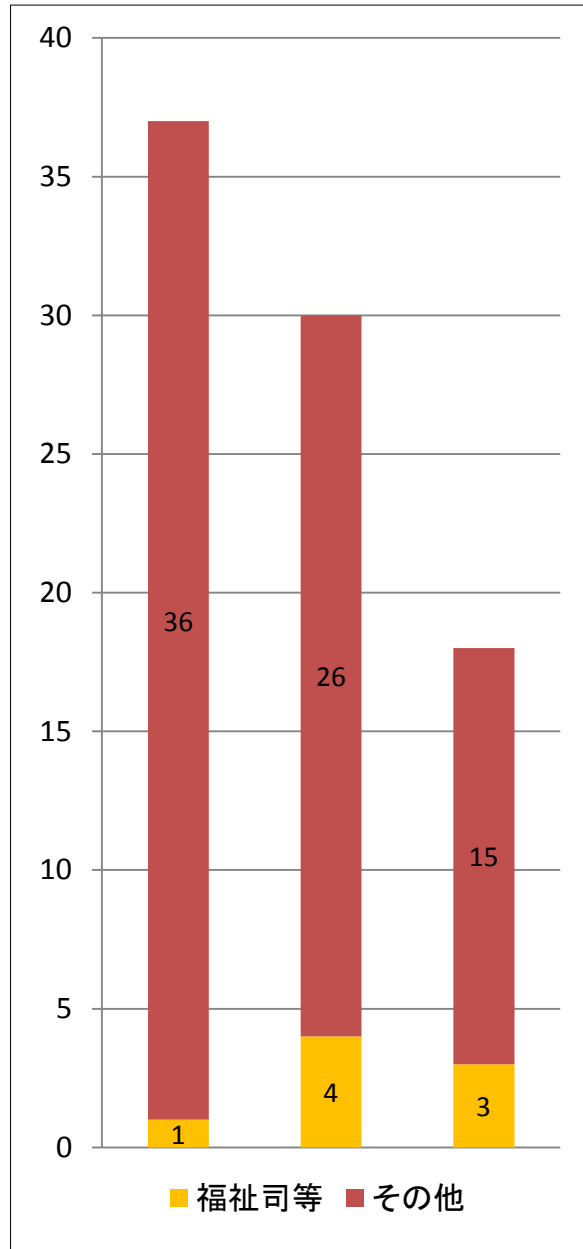


(注)1. 対象者 34人
療育福祉センター 12人(心理職9人 福祉司等 3人)
中央児童相談所 22人(心理職7人 福祉司 15人)
2. 経験年数のカウントは、児童指導員など他の職種での経験を含む。
3. 「児相年数」は、幡多児童相談所の年数を含む。

【図3】福祉司等(現在)の職種別経験年数

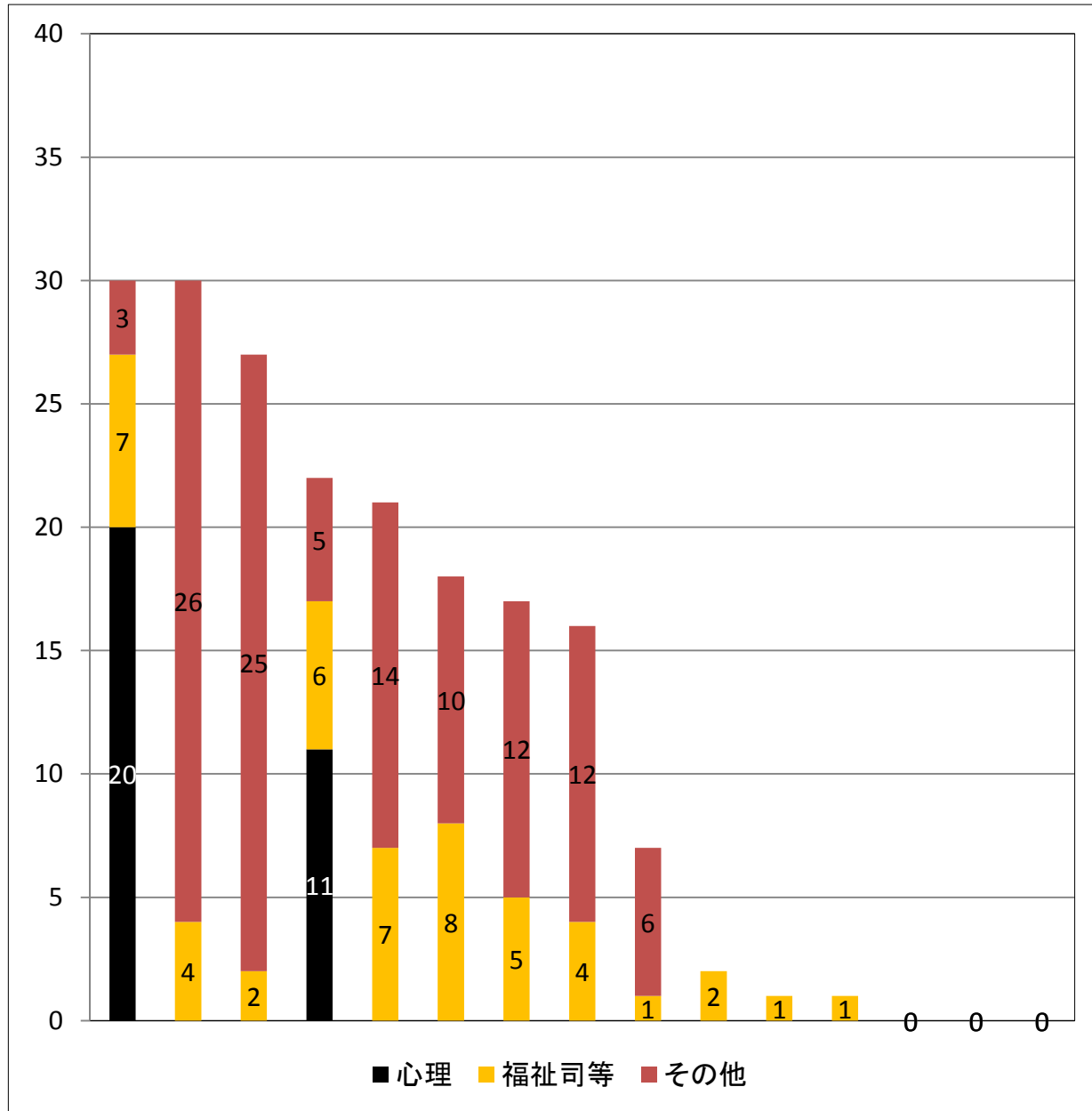
療育福祉センター

福祉司等



中央児童相談所

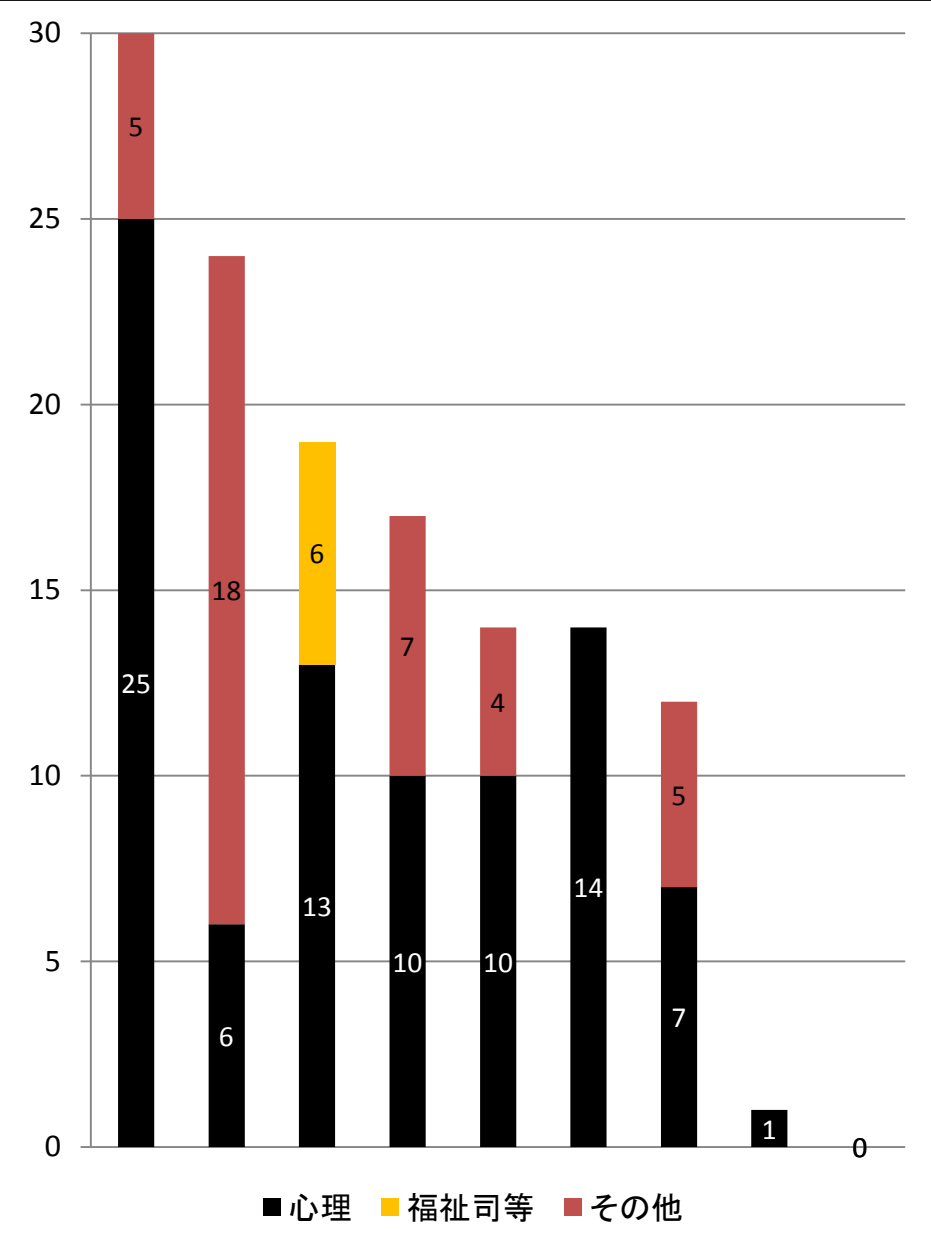
児童福祉司



【図4】心理職(現在)の職種別経験年数

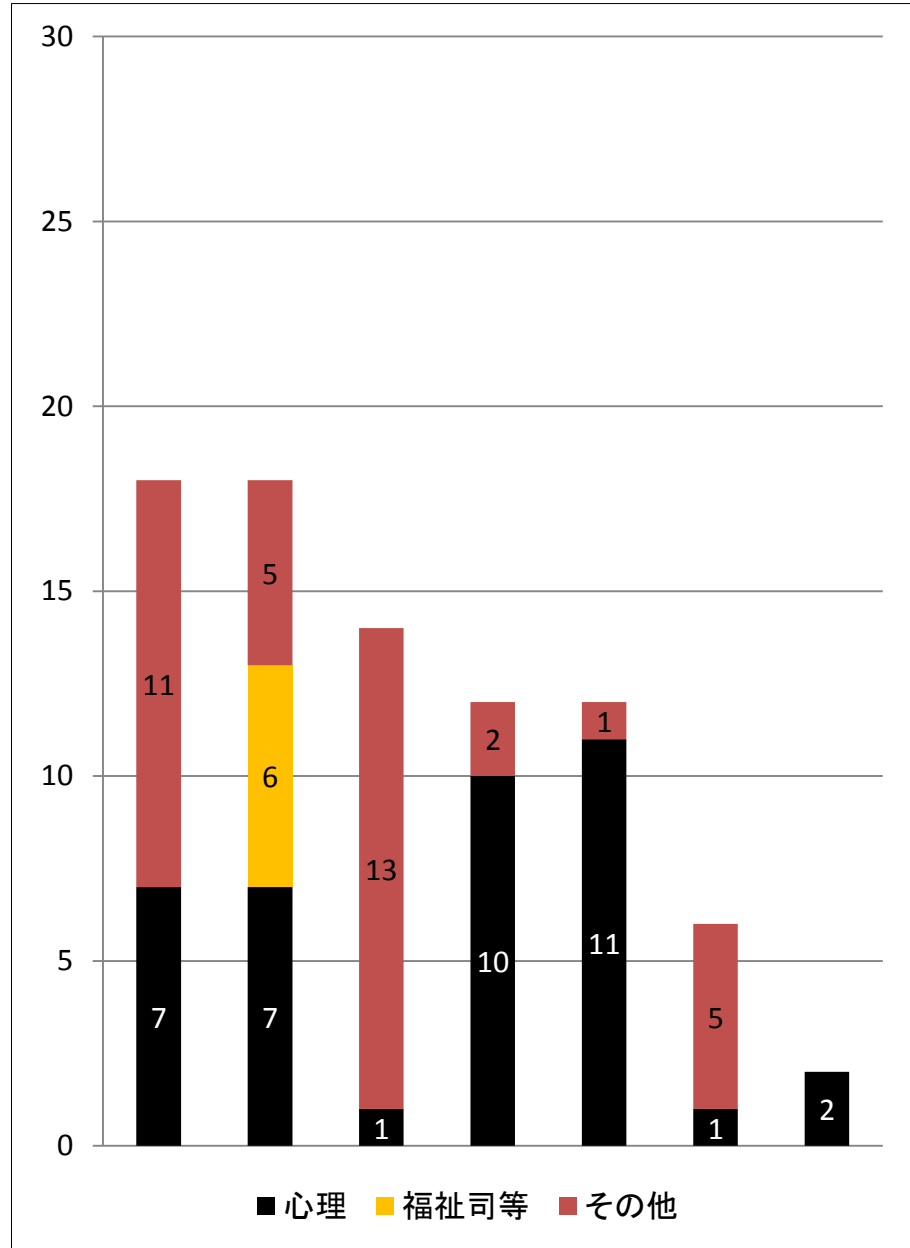
療育福祉センター

心理判定員



中央児童相談所

児童心理司



(3) 福祉職の人材育成について

○採用時(およそ3～7年目ぐらいまで)

- ・現場主義の観点から、採用直後は、原則、福祉職場(児相・希望・療育等)への配置を基本とし、現場で実務経験を積むことにより、専門性を向上させる。

○採用後一定期間経過(およそ4～8年目以降)

- ・本庁や出先機関双方で活躍できる職員を育成するため新規採用職員は、一度は本庁に配置する。その後、本人の希望や特性を踏まえ、総合力や専門力を高めるためのルートを設定する。
- ・専門能力を高めるための長期、短期の各種研修への参加や業務等に必要な資格取得等の支援を行うなど、若手職員を育成する。
- ・心理判定員については、障害、虐待のいずれの判定も行えるよう、配置に留意する。

【人事異動等のパターン例】

心理職・福祉司等

【総合性】 Aパターン → 本庁 → 児相・療育 → 児相・療育 → 希望 → 本庁 → 希望・療育・福祉保健所

Bパターン → 本庁 → 児相・療育 → 児相・療育 → 福祉保健所 → 本庁 → 希望・児相・療育

【専門性】 Aパターン → 本庁 → 児相 → 児相 → 希望 → 児相 → 児相

Bパターン → 本庁 → 療育 → 療育 → 児相 → 療育 → 療育